

社会福祉法人 京都眞生福祉会
特別養護老人ホーム 京都五条ひまわりの郷

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 京都眞生福祉会の理念、介護保険法の理念に沿い、特別養護老人ホーム 京都五条ひまわりの郷（以下「施設」という）は高齢者が要介護状態となった場合においても、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、食事・入浴・排せつ等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設サービスを提供するよう努める。
- 2 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、市区町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。
- 3 施設は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業および施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という）第八十八条第一項および第二項の規定に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」（以下「施設サービス」）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 特別養護老人ホーム 京都五条ひまわりの郷
 - 2 所在地 京都府京都市下京区中堂寺前田町26番地

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人 京都眞生福祉会とする。

(職員の職種、員数および職務内容)

第5条 施設の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を配置するものとする。

- 1 管理者 1名（管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある）
施設の職員の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名
利用者の健康管理を行うとともに必要に応じ利用者の診療を行う。
- 3 生活相談員 1名以上
利用者および家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たす。

- 4 看護職員 1名以上 ※1名以上は常勤とする。
健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。
- 5 介護職員 12名以上（常勤換算で12名以上） ※4名以上は常勤とする。
施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。
- 6 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 7 機能訓練指導員 1名以上
利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその能力の低下を防止するための訓練を行う。
- 8 栄養士 1名以上
栄養ならびに利用者の身体の状態および嗜好ならびに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。
- 9 調理員 （外部委託）
栄養士の考えた献立をもとに調理を行う。
- 10 事務職員 1名以上
施設の維持・運営に必要な事務を行う。
- 11 その他職員 必要数

（勤務体制の確保等）

- 第6条 利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 職員の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する観点から、以下に定める職員配置を行う。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置する。
 - 二 夜間および深夜については、2ユニットごとに常時1名以上の介護職員を配置する。
 - 3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

（設備および備品等）

- 第7条 施設サービスを提供するために必要な建物および設備については、居室、洗面所、静養室、浴室、便所、医務室、食堂および機能訓練室、廊下等の専ら施設の用に供するものを整備する。ただし、利用者の介護に支障のない場合は、併設の事業と共用することができる。
- 2 前項に掲げる設備の他、サービスを提供するために必要な設備および備品を備える。

（入所定員等）

- 第8条 施設の入所定員は36名とし、ユニット数は4ユニット、ユニットごとの入所定員は9名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 2 施設の居室に短期間の空室がある場合は、その居室を短期入所者生活介護事業の用に供することができる。
 - 3 利用者に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者およびその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当施設を利用できるようにする。

(施設サービス取扱い方針)

- 第9条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族等に対し、この規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 施設サービスの提供を求められた場合には、その利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および有効期間を確認する。また、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供する。
 - 3 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な場合に施設サービスを提供する。
 - 4 正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。ただし、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な介護老人保健施設、病院または診療所を紹介する等の援助を行う。
 - 5 利用申込者の入所に際しては、その心身の状況、病歴などの把握に努め、居宅において日常生活の継続が困難であるかどうかを入所検討委員会で協議する。
 - 6 既に利用している利用者については、心身の状況、そのおかれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合には、利用者およびその家族の希望等、利用者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
 - 7 利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等への情報の提供および保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。
 - 8 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 9 要介護認定の更新の申請は、遅くとも現在の受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。
 - 10 入退所に際しては、利用者の被保険者証の備考欄に、入所および退所の年月日ならびに利用施設の種類および名称を記載する。

(施設サービス計画の作成)

- 第10条 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、地域住民の自発的な活動によるサービスも含めて位置付けるものとする。また利用者の有する能力やおかれている環境等の評価を通じて、自立した日常生活を営むうえで利用者が解決すべき課題を把握し、他の職員と協議のうえ、施設サービスの目標および達成時期、内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 2 サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
 - 3 介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案および第2項に規定する変更案について利用者、家族等に対して説明し、文書による同意を得て交付する。
 - 4 介護支援専門員は、利用者や家族等の面接により施設サービス計画の実施状況および利用者の解決すべき課題の把握を行い、定期的に記録する。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(施設サービスの提供)

- 第11条 施設は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営

- むことを支援するとともに、利用者の心身の状況等に応じ、次の各項に配慮して行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により利用者に入浴の機会を提供し、やむを得ない場合には清拭を行う。また、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 3 利用者に対し、心身の状況に応じて適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行う。また、利用者がおむつを使用されている場合は、適切に取り替える。
 - 4 常時1名以上の介護職員を介護に従事させるものとし、サービスの提供については施設職員以外の者が行わない。
 - 5 食事の提供は、栄養および利用者の身体の状態、嗜好ならびに適時適温を考慮する。また、自立支援の観点から、離床して食堂で行えるよう努める。
 - 6 常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の把握に努め、利用者またはその家族等からの相談に対応し、必要な助言その他の援助を行う。
 - 7 教養娯楽設備等を備えるほか、利用者のためのレクリエーション行事を行う。また、常に利用者の家族等と連携を図り、利用者との交流の機会を確保するよう努める。
 - 8 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者またはその家族等において行うことが困難である場合は、利用者または家族等の同意を得て、代行する。
 - 9 利用者に対し、その心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能の回復、またはその機能低下を防止するための訓練を行う。
 - 10 褥瘡が発生しないように適切な支援を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
 - 11 医師または看護師は、常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な処置等をとる。看護師は、利用者に行った健康管理について記録する。
 - 12 協力医療機関より、口腔管理における技術的助言・指導を受ける。利用者に対し、日常的な口腔管理の提供に加え、入所時および入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を行う。

(利用料およびその他の費用の額)

- 第12条 施設サービスを提供した場合の利用料は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額に食費および居住費を加えた額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、介護報酬告示上の額に食費および居住費を加えた額とする。
 - 3 次の各号に掲げる項目については、利用者から支払いを受けることができる。
 - 一 利用者が希望する特別な食事の提供および茶話会を行ったことに伴い必要となる費用
 - 二 理美容代
 - 三 レクリエーションや行事の材料代等
 - 四 複写物の交付に伴い必要となる費用
 - 五 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、利用者が負担することが適当と認められる費用
 - 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、サービスの内容および費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(保険給付のための証明書の交付)

- 第13条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供

証明書を利用者に対して交付する。

（非常災害対策）

第 14 条 消防計画および風水害・地震等の災害に対処するための計画を定める。

2 非常災害に備えるため、年 2 回以上（うち 1 回は夜間想定とする）の避難誘導・通報・消化・その他必要な訓練を定期的に行う。

3 非常災害に備えるため、風水害・地震等の防災に関する研修を定期的に行う。

（業務継続計画の策定）

第 15 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修および訓練を定期的に行う。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行う。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第 16 条 施設サービスの利用にあたり利用者が留意すべき事項は、次の各号に掲げる項目とする。

一 外泊、外出の際には、必ず行き先と帰所予定時間を届け出ること

二 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること

三 騒音など他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと

四 施設内で他の利用者等に対し、宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと

2 利用者および家族等は、職員に対してハラスメント行為をしてはならない。

（衛生管理、感染症予防）

第 17 条 利用者の使用する食器等、その他の設備または飲用水について、衛生的な管理を行う。
また、医薬品および医療用具の管理にあたり、衛生上必要な措置を講じる。

2 施設は、感染症や食中毒の発生および蔓延等の予防のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し必要な措置を講じる。

一 感染症の予防のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

二 感染症の予防のための指針を整備する。

三 職員に対し、感染症の予防のための研修を定期的に行う。

（協力医療機関との連携）

第 18 条 利用者が通院・入院治療等を必要とする場合に、あらかじめ協力医療機関等を定める。

2 協力医療機関は、次のとおりとする。

1) 内科等：医療法人社団 恵心会 京都武田病院

2) 歯科：医療法人 くわばら歯科医院

3 利用者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。

4 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。

5 病状が急変した場合等、入院を要すると認められた利用者を受け入れる体制を確保する。

6 入院後に病状が軽快し退院が可能となった場合、速やかに再入所できるよう努める。

- 7 年に 1 回以上、協力医療機関との間で利用者の急変時の対応等について確認する機会を設ける。
- 8 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を迅速に対応できる体制構築のため、その対応についての協議を行う。

(情報の公開)

第 19 条 施設内掲示およびインターネット上にて、この運営規程の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を公開する。

(秘密保持等)

第 20 条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を、正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 3 関連事業者および医療機関等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。
- 4 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省「個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し、適切に取り扱う。

(苦情処理)

第 21 条 施設は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、提供したサービスに関し、市区町村からの求めに応じて次のとおり対応する。
 - 一 文書・その他記録等の提出もしくは提示
 - 二 質問もしくは照会
 - 三 利用者からの苦情に関する調査への協力
- 3 施設は、市区町村から指導または助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行う。さらに求めがあった場合には、改善の内容を報告する。
- 4 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 22 条 施設の運営にあたっては、地域住民やその自発的な活動等との連携および協力を行うなど地域との交流に努める。

- 2 利用者・利用者家族・地域包括支援センター職員および地域住民の代表等で構成された運営推進会議を定期的に開催し、施設が提供するサービス内容等および地域との連携について協議することにより、サービスの質の確保を図る。

(事故発生時の対応)

第 23 条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族および関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、賠償すべき事故が発生したと判断した場合は、施設が加入している損害賠償保険にて対応する。

- 2 施設は、利用者の事故の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し

必要な措置を講じる。

- 一 事故の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 事故の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、事故の防止のための研修を定期的に行う。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための、安全対策担当者を設置する。

(会計の区分)

第24条 施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計と区分する。会計期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(記録の整備)

第25条 施設は、職員・設備および会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(低所得者に対する措置)

第26条 施設は、市町村の行う低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置を行うものとする。

(人権の擁護、虐待の防止)

第27条 施設は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し必要な措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための、担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

(身体拘束等の適正化)

第28条 施設は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て身体拘束等を行うこととする。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し必要な措置を講じる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 身体拘束等の適正化の指針を整備する。
- 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(生産性の向上)

第29条 施設は、介護現場の生産性向上の取組みを推進する観点から、現場における課題を抽出および分析したうえで、施設の状況に応じた必要な対策を検討し、施設全体で継続的に業

務改善に取り組む環境を整備し、必要な措置を講じる。

- 2 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(反社会的勢力の排除)

第30条 施設はサービスの提供にあたり、サービスを利用する者または家族等(身元引受人)が次の各項に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告なしに直ちに契約解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

※(京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行)

(その他運営に関する重要事項)

第31条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 京都眞生福祉会と、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

2017年	3月31日	施行
2020年	4月1日	改定
2021年	4月1日	改定
2021年12月	1日	改定
2023年	6月1日	改定
2024年	4月1日	改定